

# 大分県報

平成二十八年  
第二八二〇号  
十月七日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 大規模小売店舗に関する意見
- 一 保安林の指定の解除
- 一 指定漁船調査の縦覧
- 二 道路区域の変更（三件）
- 二 道路の供用開始（二件）
- 三 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 公告

- 四 指定講習機関の公示
- 六 競争入札参加者の資格に関する公示
- 七 一般競争入札の実施
- 九 公共測量の実施
- 九 開発行為の完了

## ○告示

大分県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により豊後大野市

平成二十八年十月七日

長から次のとおり意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フレスポ豊後大野（Ⅱ工区）

豊後大野市三重町赤嶺字大宮田二〇三二番 外

二 意見の概要

（一）交通に係る事項について

（二）防犯に係る事項について

（三）騒音に係る事項について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十月七日から同年十一月七日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

大分県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

宇佐市院内町田所字野長尾四八四番一・字浦山四八六番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県報（告示）

大分県告示第五百二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
 条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
 第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五  
 条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。  
 平成二十八年十月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

臼杵市大字大浜三百十七番地

平川 一春

臼杵市大字大浜二百四十三番地の一

東 徹矢

臼杵市大字中津浦五百六十八番地

東 吉幸

2 加入区

海辺加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十月七日から十月二十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号  
 大分県漁業協同組合事務所

(二) 臼杵市大字板知屋千二百五十七番地  
 大分県漁業協同組合臼杵支店事務所

大分県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の  
 区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長	備考
		前	後			
津線 県道円座中 津線	中津市三光上深水字塔ノ 下一九二〇番一地从先 中津市三光上深水字中畑 平一五六六番六地先まで	前	後	メートル 七・〇	メートル 二四〇・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		A	B			
大分県告示第五百二十六号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年十月七日	前	後	メートル 七・〇	メートル 二四〇・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		A	B			

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長
豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六 一番二から 豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六 九番二まで	区 間	前	後	メートル 四・四	メートル 一〇五・〇
		A	B		

大分県告示第五百二十七号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年十月七日	豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六 二番二から 豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六 八番二まで	後	四一・七 ）一三・二	一〇〇・〇
	豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六 二番二から 豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六 八番二まで	後	四一・七 ）一三・二	一〇〇・〇
大分県告示第五百二十八号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年十月七日	国東市安岐町明治字大坪一七七番一から 国東市安岐町明治字本手四六四四番二まで	後 前	敷地の幅員 メートル 二五・三 ）六・七 四三・二 ）九・九	延長 メートル 一、〇八四・〇 一、〇八四・〇
大分県告示第五百二十九号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年十月七日	中津市三光上深水字中畑平一五六六番六まで	大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分県選挙管理委員会告示第五十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十八年八月二十二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 平成二十八年十月七日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、八八八人
大分県告示第五百二十九号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年十月七日	豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六二番二から 豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六八番二まで	大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分県選挙管理委員会告示第五十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十八年八月二十二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 平成二十八年十月七日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、八八八人
大分県告示第五百二十九号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年十月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年十月七日	豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六二番二から 豊後大野市朝地町綿田字嵩添一三六八番二まで	大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分県選挙管理委員会告示第五十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十八年八月二十二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 平成二十八年十月七日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、八八八人

平成二十八年十月七日

大分県報（告示・選管告示）

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二四、〇四五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、〇三九人
別府市	三三、三八五人
中津市	二三、四五三人
日田市	一九、一四九人
佐伯市	二一、五一四人
臼杵市	一一、五一八人
津久見市	五、五二九人
竹田市	六、八〇九人
豊後高田市	六、六三七人
杵築市	八、七二八人
宇佐市	一六、三四〇人
豊後大野市	一一、〇〇二人
由布市	九、八九九人
国東市・姫島村	九、三一〇人
日出町	七、八九四人
九重町・玖珠町	七、五八四人

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第105号  
 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）に基づき、指定講習機関について次のとおり告示する。  
 平成28年10月7日

大分県公安委員会委員長 高橋治人

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 公益財団法人 大分県交通安全協会  
大分市豊町二丁目1番25号  
幸重綱二
  - (2) 有限会社 自動車事故防止協会  
大分市大字津守564番地の4  
児倉和男
  - (3) 株式会社 日田自動車教習所  
日田市桃山町2441番地  
佐藤武朗
  - (4) 有限会社 中津自動車学校  
中津市大字大新田368番地の2  
相良直子
  - (5) 一般財団法人 佐伯自動車学校  
佐伯市6785番地  
安藤茂
  - (6) 有限会社 宇佐自動車学校  
宇佐市大字長洲2400番地  
古殿武美
  - (7) 有限会社 杵築自動車工業 杵築自動車学校  
杵築市大字日野2893番地  
阿部長夫
  - (8) 一般財団法人 三重自動車学校  
豊後大野市三重町内田1280番地  
三浦則夫
  - (9) 国東市立 国東自動車学校  
国東市国東町北江4398番地

三河明史

- (10) 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・鶴崎  
大分市大字鶴瀬454番地  
山口 巧
  - (11) 株式会社 竹田自動車協会  
竹田市大字植木740番地  
山口 巧
  - (12) 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・臼杵  
臼杵市大字井村1800番地  
山口 巧
  - (13) 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・別府  
別府市上人本町 4番10号  
山口 巧
  - (14) 株式会社 大分県農協共済福祉事業社  
大分市舞鶴町一丁目 4番15号  
大 面 信 也
  - (15) 有限会社 大明工業 大分自動二輪車教習所  
大分市大字松岡1950番地  
山 口 巧
  - (16) 株式会社 玖珠自動車教習所  
玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地の 2  
後 藤 征支郎
  - (17) 有限会社 豊の里自動車学校  
豊後高田市新地1675番地 1  
榎 本 善 仁
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
- (1) 大分県自動車学校  
大分市賀来北一丁目11番 6号
  - (2) 大分自動車学校  
大分市大字津守564番地の 4
  - (3) 日田自動車学校  
日田市桃山町2441番地

- (4) 中津自動車学校  
中津市大字大新田368番地の 2
  - (5) 佐伯自動車学校  
佐伯市6785番地
  - (6) 宇佐自動車学校  
宇佐市大字長洲2400番地
  - (7) 杵築自動車学校  
杵築市大字日野2893番地
  - (8) 三重自動車学校  
豊後大野市三重町内田1280番地
  - (9) 国東自動車学校  
国東市国東町北江4398番地
  - (10) 亀の井自動車学校・鶴崎  
大分市大字鶴瀬454番地
  - (11) 亀の井自動車学校・竹田  
竹田大字植木740番地
  - (12) 亀の井自動車学校・臼杵  
臼杵市大字井村1800番地
  - (13) 亀の井自動車学校・別府  
別府市上人本町 4番10号
  - (14) 大分東自動車学校  
大分市大字皆春531番地の 1
  - (15) 大分自動二輪車教習所  
大分市大字松岡1950番地
  - (16) 玖珠自動車教習所  
玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地の 2
  - (17) 豊の里自動車学校  
豊後高田市新地1675番地 1
- 3 特定講習の種別及び指定を行った年月日
- (1) 初心運転者講習 平成 2年 9月25日  
取消処分者講習 平成15年 5月 8日
  - (2) 初心運転者講習 平成 2年 9月25日



- 取消処分者講習 平成16年5月17日
- (3) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- 取消処分者講習 平成18年9月13日
- (4) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- 取消処分者講習 平成25年11月14日
- (5) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- 取消処分者講習 平成16年7月30日
- (6) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- 取消処分者講習 平成18年12月1日
- (7) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (8) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (9) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (10) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (11) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (12) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (13) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (14) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- 取消処分者講習 平成26年3月14日
- (15) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (16) 初心運転者講習 平成2年9月25日
- (17) 初心運転者講習 平成2年9月25日

# ○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年十月七日

- 一 調達をする物品等の種類  
大分県防災映像公開システム機器 一式
- 二 競争入札の参加者資格

- 1 競争入札に参加することができない者
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合
    - (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
    - (三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
    - (四) 県税を滞納している場合
    - (五) 営業年数が一年未満の場合
    - (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合
    - (七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合
  - 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
    - (一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）
    - (二) 経営規模
      - イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
      - ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
      - ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）
    - (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
    - (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

<p>1 申請の方法</p> <p>県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二九五七</p> <p>3 申請の時期</p> <p>平成二十八年十月七日から同年十一月四日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2016.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2016.html</a></p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。</p> <p>(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合</p> <p>(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合</p> <p>(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与</p>	<p>えたと判明した場合</p> <p>2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>平成28年10月7日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量 大分県防災映像公開システム機器 一式</p> <p>(2) 借入契約期間 平成28年2月1日から平成33年1月31日までの長期継続契約とする。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>次の条件を全て満たしている者</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を平成28年11月10日（木）午後5時までに大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p>
---	---

<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成28年10月7日（金）から同年11月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-4559</p> <p>(2) 日時 平成28年10月7日（金）から同年11月10日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書及び納入しようとする物品の機能等証明書を平成28年11月10日（木）までに14に掲げる業務担当部に提出し、入札参加資格確認通知書による参加資格認定通知及び機能等証明書の承認通知を受けた者</p> <p>6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 提出期限 平成28年11月17日（木）午前10時 ただし、郵送の場合は、同月16日（水）午後5時までに必着すること。</p> <p>8 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎新館 6階 入札室 (2) 日 時 平成28年11月17日（木）午前10時</p>	<p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する事項に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 期間 平成28年10月7日（金）から同年11月10日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所 大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの</p>
---	---



とする。

14 担当部局

大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

F 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-4559

15 その他

(1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け  
る。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

One set of Equipments for Oita Prefecture Disaster prevention video Publishing system

(2) Time limit for tender

10 : 00 a.m. 17 November 2016

(3) Contact point for the notice

Construction Policy Division

Commerce, Civil engineering and construction Department

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

Tel 097-506-4559

~~~~~  
測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一  
項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年十月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量 (数値地形図修正)

二 作業の地域

大分市全域

三 作業の期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年三月十五日まで

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の  
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年十月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

豊後大野市三重町赤嶺字深田千五百五十九番一ほか八筆、字年神二千十一番ほか三筆及  
び二千二十番ほか二筆の各一部、字大宮田二千三十二番ほか二十二筆及び二千九十番一ほ  
か三筆の各一部、字上川原千六百九十一番ほか三筆の各一部並びに字大宮田二千八十九番  
一地先市道

二 開発区域の面積

二三、七三六・五〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市王子北町五番九号

大和リース株式会社 大分支店

支店長 小 野 作 治

四 完了検査年月日

平成二十八年九月二十日